

新潟県ソフトボール協会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、新潟県ソフトボール協会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長指定の所に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、新潟県におけるソフトボールの普及・振興を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. ソフトボール大会の主催及び後援
2. 公式ソフトボール競技規則の研究並びに、その実施と普及
3. ソフトボールの普及・発展並びに技術向上に関する研究と指導
4. ソフトボール用具の研究
5. ソフトボール施設の整備、拡充に関すること
6. ソフトボールについての刊行物の発行、紹介
7. その他、本会の目的達成に必要なこと

第3章 組 織

(組 織)

第5条 本会は、本会に加盟したソフトボール関係団体及び本会の目的に賛同して加盟した会員をもって組織する。

第4章 役 員

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 35～50名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし代表理事とする。

- 3 会長以外の理事のうち、支部数以下の数の理事を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を理事長、4名以内を副理事長、10名以内を常任理事とする。

(役員を選出)

- 第7条 会長及び副会長は理事会で推挙し、評議員会の承認を得て選出する。
- 2 理事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する。
 - 3 監事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する
 - 4 会長が必要と認めるときは、評議員会の承認を得て、別に理事を委嘱することができる。
 - 5 理事長・副理事長及び常任理事は、理事会で選出する。

(役員の仕事)

- 第8条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ指定された副会長が会長の職務を代行する。
 - 3 理事長は、理事会を代表し、会長の命により会務を掌理する。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、あらかじめ指定された副理事長が理事長の職務を代行する。
 - 5 常任理事及び理事は、理事長・副理事長と共に理事会を組織して会務の執行にあたる。
 - 6 監事は、本会の財務を監査する。必要により理事会に出席し、意見を述べることができる。

(役員の仕事)

- 第9条 役員の仕事は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 役員はその仕事が終わっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

第5章 会 議

(評議員会)

- 第10条 評議員会は、毎年1回開催するものとし会長が召集する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 2 評議員は、本会に加盟したソフトボール関係団体から各1名を会長が委嘱する。
 - 3 評議員は、評議員会を構成し、本会の決議機関として会長、副会長の承認、理事、監事の選出、事業計画、予算の審議、事業報告、決算の承認その他会長が必要と認めた重要事項の審議にあたる。

(理事会)

- 第11条 理事会は、すべての理事をもって構成し、年1回以上必要に応じて開催するものとし、会長が召集する。

(定足数)

- 第12条 会議は、当該構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。なお、欠席の場合は、書面をもって出席に代えることができる。

(議 決)

第 13 条 会議の議事は、出席者の過半数の同意を得て決定し、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(議 長)

第 14 条 評議員会の議長は、その都度出席者の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長があたる。

第 6 章 加盟及び退会

(加 盟)

第 15 条 本会の加盟は、登録によるものとする。

(退 会)

第 16 条 本会を退会しようとするものは、会長に届け出るものとする。

2 本会の名誉を著しく傷つけ、また本会の目的に反した会員は、会長が理事会に諮り、退会させることができる。

第 7 章 会 計

(経 費)

第 17 条 本会の経費は、次に掲げるもので支弁する。

1. 負担金
2. 寄付金
3. 補助金
4. その他

(負担金)

第 18 条 本会の加盟団体及び会員は、負担金を納入するものとする。

2 負担金の額は、評議員会で決定する。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、毎年 12 月 31 日に終わる。

第 8 章 事 務 局

(事務局)

第 20 条 本会の事務を処理するため事務局を設置する。

2 事務局に関する事項は、別に定める。

第9章 付 則

(顧問及び参与)

- 第21条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び参与は、評議員会の承認を得て会長が委嘱する。
 - 3 名誉会長は、本協会の重要事項について会長に意見を述べることができる。顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、理事会の諮問に応ずる。

(細則への委任)

- 第22条 本会の運営に必要な細則は、理事会が別に定める。

(表彰)

- 第23条 表彰についての規定は、別に定める。

(上部団体への加入)

- 第24条 本会は新潟県支部として、公益財団法人日本ソフトボール協会に加盟するものとする。
- 2 中日本ソフトボール連合及び中ブロック、北信越ソフトボール協会に加盟し新潟県支部となる。
 - 3 公益財団法人新潟県スポーツ協会に加盟する。
 - 4 その他スポーツ及びソフトボールの振興を目的とした団体に加盟することができる。

(会則の変更)

- 第25条 この会則は、評議員会において、出席者の4分の3以上の同意を得て改正することができる。

(設立年月日)

- 第26条 本会の設立年月日は、昭和33年6月6日とする。

(施行期日)

- 第27条 本会則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 本会則は、一部を改正し、平成12年4月1日から施行する。
 - 3 本会則は、一部を改正し、平成26年4月1日から施行する。
 - 4 本会則は、一部を改正し、平成27年1月1日から施行する。
 - 5 本会則は、一部を改正し、令和2年1月1日から施行する。
 - 6 本会則は、一部を改正し、令和6年1月28日から施行する。